

～全児童生徒について提出が必要な書類です～

鹿児島市教育委員会

保護者のみなさまへ

就学援助制度のお知らせ

鹿児島市では、お子さんが学校で楽しく勉強できるよう、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、前年の所得状況などをもとに審査を行い、認定された場合には学用品費・学校給食費などの費用を援助しています。

《保護者のみなさまへ》

全ての方から、就学援助の申請の意思を確認しておりますので、別添の「令和8年度 就学援助 申請意思確認書 兼 申請書」(以下「確認書兼申請書」)を令和8年4月20日(月)までに、必ず学校へご提出ください。
市(国)立の小・中学校に兄弟姉妹がいる場合も、児童生徒一人につき一枚を提出してください。

1. 援助を受けることができる方

◎ 鹿児島市内に住所を有し、鹿児島市立小・中学校または鹿児島大学教育学部附属小・中学校に在学する児童生徒の保護者(現に監護している方)で、同居している方を含む令和7年中の合計所得金額(注1)が、下記の世帯人員別の認定所得基準額以下の方。

※ 同居している場合は住民票上別世帯であっても、同じ世帯とみなして判定します。

※ 客観的に別世帯とみなせる場合(玄関や光熱水費等のメーターが別々など)は判定に含めません。

※ 単身赴任の方や市外の学校に在学している学生は、異なる住所であっても、同じ世帯とみなして判定します。

[令和8年度世帯人員別認定所得基準額]

※就学援助制度を持続可能で安定的に継続するため、令和8年度から10年度にかけて所得基準額を段階的に引き下げることであります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯
2,071,200円	2,647,200円	2,928,800円	3,213,600円	3,693,600円	4,202,400円	4,640,800円

(注1) 給与所得の方は、令和7年分源泉徴収票の金額(給与所得控除後の金額)から10万円(給与所得控除後の金額が10万円未満の場合はその金額)を引いた金額を参考にしてください。自営業の方など確定申告をした方は、所得として申告した金額を参考にしてください。

2. 援助の内容

① 学用品費等	学用品等の購入にかかる経費の一部(各学期末(7月・12月・3月)に分けて支給) ○支給額(年額) ・小学校1年 13,230円 ・2～6年 15,500円 ・中学校1年 25,040円 ・2～3年 27,310円
② 給食費	給食費として保護者が負担する実費(各学期末(7月・12月・3月)に支給)
③ 新入学学用品費	新入学学用品の購入にかかる経費の一部(入学前(3月)に支給) ○支給額(年額) ・小学校6年 63,000円
④ 修学旅行費	修学旅行に参加した場合のその旅行費用の一部(限度額あり、実施後に支給)
⑤ 校外活動費	宿泊を伴う校外活動に参加した場合のその交通費及び見学科等の実費(年1回、実施後に支給)
⑥ 体育実技用具費	授業で柔道又は剣道をする場合の用具費等の実費(限度額あり、購入後に支給)
⑦ 通学費	徒歩での片道通学距離が、小学生は4km以上、中学生は6km以上である場合に、公共交通機関で通学するときの交通費(定期券またはIC乗車券の利用が必要です。定期券利用の方は定期券の写しまたは領収書を保管しておいてください。)(実績確定後に支給)
⑧ 医療費	むし歯、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎などの学校病の治療費(各医療機関へ支給) ※鹿児島市立小・中学校に在学する児童生徒の保護者のみ支給対象となります。

※③新入学学用品費について

- ・ 中学校1年生には小学校6年生の3学期に、小学校1年生には入学前の3月に支給しています。
(小学校入学前の支給については別途申請が必要で、申請書を10月以降(予定)に郵送します。)
- ・ 入学前に受給していない1年生(4月認定のみ)については、以下の金額が1学期末に支給されます。
○支給額(年額) ・小学校1年 57,060円 ・中学校1年 63,000円
- ・ 私立学校や特別支援学校に進学される場合は、支給対象になりません。

裏面に続く

3. 確認書兼申請書の記入方法

《全ての方》

申請意思確認欄の該当する番号を○で囲み、保護者氏名を記入してください。

就学援助を希望される方は、裏面に記入する振込口座の名義人と同じ方（保護者に限ります）の氏名を保護者氏名欄に記入してください。

《就学援助を申請される方》

- (1) 申請書欄に、現住所、申請者氏名の記載及び押印（シヤチハタ不可）してください。
- (2) 世帯の状況欄は、同居している方全員を記入してください。
- (3) 申請理由欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- (4) 裏面の振込口座の情報記入欄に、振込口座（表面に記入した申請者（保護者）名義の口座）の情報を記入してください。また、口座番号、名義等の確認に必要ですので、通帳の写しを必ず貼り付けてください。通帳をお持ちでない場合（ネット銀行等）は、金融機関、支店名、口座番号、口座名義人が確認できるもの（キャッシュカード、アプリの画面を出力したもの等）を貼り付けてください。

※詳しくは、別紙「令和8年度 就学援助 申請意思確認書 兼 申請書 記入要領」を参照してください。

《生活保護を受けている方》

修学旅行費と医療費について援助を受けられます。（その他の援助費目については、生活保護制度で支給されます。）

確認書兼申請書の上にある申請意思確認欄の「3. 生活保護受給中」を○で囲み、保護者氏名を記載してください。（申請書欄の記入は必要ありません。）

《児童養護施設に入所している方》

確認書兼申請書の上にある申請意思確認欄の「4. 児童養護施設入所中」を○で囲み、保護者氏名を記載してください。（申請書欄の記入は必要ありません。）

4. 申請時の注意点

- (1) **令和7年度に就学援助を受けていた方であっても、引き続き援助を希望する場合は、必ず確認書兼申請書を提出してください。（※自動更新ではありません。）**
- (2) 虚偽の申請により認定され、援助を受けた場合は、認定を取り消し、援助費を返還していただくことがあります。
- (3) 就学援助を希望され、4月20日までに確認書兼申請書を学校へ提出された方は、7月上旬に学校を通じて審査結果をお知らせします。
4月20日までに申請されなかった方が、年度途中で申請された場合の認定月は、**確認書兼申請書を提出された月から**となり援助費は認定月以降の分が支給されます。
- (4) 援助費は、医療費を除き事後の支給となりますので、原則として校納金等は学校へ納めてください。
なお、医療費は、各医療機関へ直接支給します。

※ **令和8年1月1日現在で鹿児島市内に住所がない方**（市外からの転入者や、単身赴任者、別居している学生など）は、1月1日現在の住所地の市町村が発行した**令和8年度の所得額証明書**（令和7年中の所得金額が記載されたもの）**が必要となります。**

令和8年度の所得額証明書は、各市町村で**6月中旬以降取得が可能**ですので、**後日、1月1日現在の住所地の市町村より取り寄せた後、速やかに学校へ提出してください。**（提出がされない場合、所得の確認が出来ないため、判定ができません。）提出後に改めて審査を行い、判定結果を通知します。

なお、**源泉徴収票での所得証明はできません**ので、ご了承ください

5. 問い合わせ先

- 申請方法や援助の内容など、制度全般に関すること
⇒ サンサンコールかごしま ☎ 099-808-3333
- 医療費以外の援助に関すること
⇒ 鹿児島市教育委員会総務課財務係 ☎ 099-227-1922
- 医療費の援助に関すること
⇒ 鹿児島市教育委員会保健体育課保健給食係 ☎ 099-227-1952